

平成27年第1回定例会

# 伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

## 平成27年第1回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成27年2月20日

午前11時00分 開 会

組合長あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案説明

議案第1号 消防の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

第5 一般質問

（議会全員協議会）

（委員会審査）

第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

第7 議案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議 第1号 伊南行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例

## 出席議員（17名）

1番	坂井昌平	2番	三原一高
3番	下平順一	4番	菅沼孝夫
5番	加治木 今	6番	坂本裕彦
7番	岩崎康男	8番	松下寿雄
9番	堀内克美	10番	北沢正文
11番	竹沢秀幸	12番	村田 豊
13番	高橋昭夫	14番	柳生 仁
15番	田中一男	16番	清水正康
17番	城倉栄治		

## 説明のため出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長 代 理	箕 浦 税 夫
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
消 防 長	豊 口 雄 司	会 計 管 理 者	小 松 原 豊
病院事業管理者職務代理者	村 岡 伸 介	病院事務局長兼経営企画室長	新 村 義 弘
病院総務課長	市 瀬 憲 治		

## 事務局職員出席者

事務局次長 宮 下 務

## 本日の会議に付議された事件

### 議事日程記載のとおり

午前11時00分 開会

**○次 長（宮下 務君）** 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

**○議 長（松下 寿雄君）** おはようございます。（一同「おはようございます」）

暦の上では立春を過ぎておりますが、そこはかたく春の気配が感じられるものの、まだまだ寒さも抜け切れず、春の訪れが待ち遠しいこのごろであります。

これより、平成27年1月20日付、告示第1号をもって招集された平成27年第1回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

**○組 合 長（杉本 幸治君）** 皆さん、おはようございます。（一同「おはようございます」）

平成27年1月20日付、告示第1号をもって平成27年第1回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい折にもかかわらず御出席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

昨年の2月は記録的な大雪に見舞われ、農業用ハウスなどに被害が出たほか、住民の日常生活にも大きな影響がありました。これを踏まえ、また、近年の異常気象の状況から、今後も豪雪となる場合に備えて各市町村では大雪に対する対応策を検討をしたところでございます。本年は、降雪は何回かありましたが、幸い、これまでのところ大雪にはならず経過をしてきており、心配されるような被害もなく、一安心というところでございます。

さまざまな自然災害が全国的に多発をしている昨今であります。ことし一年も災害のない平穏な年でありますようお願いところでございます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、立春を過ぎ、既に2月も後半となっており、昨日は24節気の一つであります雨水ということでございまして、これからは日増しに暖かくなり、春の気配を感じられる季節となつてまいります。

さて、年度末も近づき、新年度の計画を定めていく時期になりました。

経済の動向では、日本全体としての景気はよくなってきていると言われて久しくなりますが、最近の地域経済の状況を見ましても、首都圏や大都市圏などと違い、地域の企業の業績拡大や賃金引き上げなども業種によって格差が大きく、地域経済全体の底上げに至っておらず、まだまだ地域経済は厳しい状況にあります。今後、国の経済対策や地方創生の取り組みも進められる中で、ことしこそは地域経済の回復と活性化を現実のものとしていかなければなりません。そのため、国・県を初め各市町村の新年度予算も規模を拡大した積極的予算となる所が多いものと思います。世界の出来事が我が国の経済にも短期間のうちに大きな影響を及ぼす

ローバルな経済環境においては、確実なことはいかかもしれませんが、この伊南の地域が将来にわたって活力のある地域であるためには、災害への備えと同様、まちづくりを通じて地域の潜在力を高めていくことが大切であると思うところでございます。

さて、消防の広域化につきましては、先日 12 日には上伊那広域消防本部庁舎の竣工式も行われ、いよいよ上伊那広域消防の発足が近づいてまいりました。これまで議員の皆様を初め多くの関係者の皆様の御理解と御尽力により広域化に向けたさまざまな課題について御協議をいただき、調整を重ねてきたところでございます。今議会におきましても消防の広域化に伴う条例改正など関連議案の提案をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今議会に提案を申し上げます案件につきましては、条例案件が 2 件、補正予算 2 件、新年度予算 2 件の計 6 件でございます。

条例案件につきましては、1 つは消防の広域化に伴い改正等が必要となります 7 条例について整理をするものでございます。もう 1 件は病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正として国家公務員の給与改定に準じて管理職員特別勤務手当の支給基準の規定などを定めるものであります。

補正予算につきましては、一般会計では、旧清掃センター解体工事及び消防広域化にかかわる整備事業の事業費確定による精算に伴います予算の減額、それから、早期退職職員の退職手当の追加などを提案させていただきます。

また、病院事業会計では、外来患者数の増加に伴う医業収益の増とパート医師等の増加や退職者増加により給与費の増加、診療報酬改定及び後発薬品への切りかえに伴います材料費の減少などにより予算の補正をお願いするものでございます。

続いて平成 27 年当初予算でございますが、一般会計における当初予算の規模は総額で 12 億 8,386 万 8,000 円となり、前年度当初予算対比では 9 億 5,662 万 2,000 円の減、率にして 42.7%の減少となりました。減少となりました主な要因は、消防事務が広域化をされ、消防費予算の計上がなくなったことが大きなものでございます。

主要な事業の内容について申し上げますと、火葬場につきましては、歳入面では、下伊那北部地区の火葬場が整備をされることにより年度後半から管外利用の減少が予想されますので、使用料の減少を見込みました。歳出では施設建設時の起債の償還が終了をしたことによりまして前年度対比 12.9%の減少となります。

管理運営に関しましては、指定管理者による適切な運営がされておりますので、引き続きお願いをしております。

衛生センター事業につきましては、し尿等の投入量が徐々に減少をしてきていることから、使用料収入は、27 年度も若干の減少を見込んでおります。

歳出面では、投入量の減少に伴い稼働・運転経費が減少する見込みですが、一方で老朽化をしてきている設備機器のメンテナンスによる経費が増えることから、全体的には前年度並みの予算となります。

なお、今後のし尿等の処理のあり方につきましては、下水道への投入による処理方策について各市町村の関係課で検討をしているところでございますが、実現可能な検討案が出そろったところで共同処理とすべきか単独処理がよいかを議論をし、できれば 27 年度のうちに方針を定めて前に進めてまいりたいと思っております。

清掃センター費に関しましては、26年度において解体撤去が完了しますので、27年度予算の計上はなくなります。

なお、跡地の利用に関しましては、今後、伊南行政組合の共同処理する事務の中では活用できる見込みがないことから、所在をします駒ヶ根市に譲渡する方向で財産処分をするため、3月の市町村議会にお諮りをしていくこととしております。その内容は後ほど全員協議会で説明をさせていただきます。

不燃物処理場につきましては、大田切不燃物処理場の処理量に大きな変化がなく、前年度並みの計画であります。本年度は計量設備の点検整備や埋め立てが完了をしている最終処分場の環境調査費用を見込みました。

病院費は、病院事業会計繰出金が若干減少するものの、上伊那地域医療再生事業の起債元利償還金の一部に充てる繰出金が元金償還の開始に伴い増加すること等によりまして前年度対比で1,041万1,000円増の8億9,198万3,000円の計上となりました。

消防費は本年度から計上がなくなりますので、前年度に計上された8億5,720万5,000円が減少となります。

次に病院事業会計予算でございますが、平成27年度予算の規模は、事業収益を前年度対比1.5%減の61億200万円余と見込み、事業費用は1.3%減の60億9,500万円余を見込みました。これより当期純利益は660万円余を見込んでおります。

なお、27年度予算においても平成26年度地方公営企業会計制度の改正によります退職給与引当金2億7,900万円を引き当て、26年度から30年度までの5年間で必要額の16億5,000万円を引き当てる予定でございます。

今後も第2次経営計画を指針として急性期医療を基盤に地域の必要な医療の提供を行うとともに、引き続き経費削減に努め、経営基盤が安定していくよう職員一丸となって努力をまいります。

今議会に提案を申し上げます議案につきましては、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、第1回定例会招集に当たりましてのあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

**○議 長（松下 寿雄君）** 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により2番 三原一高議員、3番 下平順一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松下 寿雄君）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第1号 消防広域化に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（下島 清志君）** それでは、議案第1号 消防の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例について提案説明を申し上げます。

議案書1-1ページをごらんください。

消防に関する事務は、広域化により平成27年4月1日から上伊那広域消防に移行することになっており、伊南行政組合の共同処理事務から除かれることとなります。このため、伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更並びに財産処分について、先般、12月に構成市町村議会の議決を経て協議が整い、県へ変更の許可申請をいたしまして、先日1月23日付で県から許可する旨の通知がございました。これに合わせまして伊南行政組合の関係例規について消防事務に関する規定の改正を行うものでございます。

議案書1-2ページをごらんください。

消防事務に関する規定の改正が必要な条例について、同一の理由により改正または廃止が必要な条例として、第1条から第7条により7つの関係条例を一括整理するものでございます。

第1条は職員定数条例の一部を改正するもので、同条例第2条の職員定数の表の中で消防本部及び消防署の項並びに消防職員の列を削るものでございます。

次に第2条の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するというものでございますが、別表におけます消防出動手当及び消防業務手当並びに伝染病・結核患者搬送手当の項を削るものでございます。

続く第3条から第7条は、いずれも条例を廃止するものでございます。

第3条の一般職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例、こちらは、伊南行政組合に消防事務を統合したときに、それ以前に市町村で採用され伊南行政組合に派遣された消防吏員の給与及び旅費の支給に関し特例を定めたもので、現在は、適用となる者はありませんので、今回、廃止をさせていただくものでございます。

続く第4条の消防本部及び消防署設置条例、それから第5条の消防職員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例、第6条の消防事務手数料条例、そして第7条の火災予防条例は、当組合の条例を廃止し、上伊那広域連合に新たに条例化がされるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行は平成27年4月1日からとするものでございます。

議案第1号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○病院事務局長兼経営企画室長（新村 義弘君）** 議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

議案書2-1ページをお開きください。

国家公務員の給与改定に準じて病院事業企業職員の管理職職員特別勤務手当について、災害への対応等による週休日などの休日勤務の支給に加え平日深夜勤務の支給を規定するものでございます。

また、再任用職員について支給することのできる手当の範囲を定めるものでございます。

議案書 2-2 ページをお開きください。

伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 15 条に 1 項を加え、2 項とし、週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの深夜勤務について管理職職員特別勤務手当を支給したいものとするものです。

また、第 28 条を 29 条とし、27 条の次に新たな 28 条を加え、第 6 条 扶養手当、第 7 条 住居手当、第 10 条 寒冷地手当、第 19 条 特定任期付職員業績手当、第 20 条 退職手当の規定は、再任用により採用された職員には適用しないとするものです。

なお、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行したいとするものでございます。

以上、申し上げ、議案第 2 号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の支給及び基準に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○事務局長（下島 清志君）** それでは、議案第 3 号 平成 26 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。

議案書 3-1 ページをお開き願います。

第 1 条第 1 項にありますように、歳入歳出予算をそれぞれ 3,020 万 1,000 円減額し、予算総額を 22 億 5,829 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

第 2 項の補正の款、項の区分ごとの金額は 3-2 ページのとおりでございます。

今回の予算の補正は、旧清掃センター解体工事施工に伴う工事費予算の減額と消防職員の退職に伴う退職手当の追加及び消防広域化にかかわる工事費等の負担金精算に伴う予算の減額をさせていただくものでございます。

3-3 ページは、地方債の補正としまして旧清掃センター解体事業の起債の限度額について事業費の減少に伴い減額をするものでございます。

3-4 ページからの事項別明細書をお願いいたします。

先に 3-5 ページの歳出の部について説明をさせていただきます。

3 款 衛生費、2 項 清掃費、2 目 清掃センター費の 2,328 万 6,000 円の減額につきましては、一般競争入札によります解体工事請負契約額が当初予算額の約 75% での実施となりまして、解体、撤去に関連して地元地区からの要望等によりますブロック塀の撤去などの周辺整備費の見込額を残させていただき、不用となります工事請負費の予算を減額するものでございます。

続いて 4 款 1 項 1 目の消防費でございますが、3 節の職員手当等では、自己都合による消防職員 1 名の退職に伴います退職手当について 392 万 8,000 円を追加させていただくものでございます。

それから、19 節の負担金、補助金及び交付金では、消防の広域化にかかわる 26 年度整備費用の負担金につきまして、整備工事等の完了に伴う清算により、上伊那全体では 3,244 万 7,000 円減の 8 億 6,664 万 7,000 円となり、このうち伊南の負担分は 1,084 万 3,000 円減の 2 億 8,833 万 6,000 円となります。

広域化関連の整備費用の内訳としまして、指令センター高機能指令システム整備事業費が全体で 3 億 7,027 万 3,000 円となり、伊南の負担分が 400 万 5,000 円減の 1 億 2,358 万 5,000 円となります。



消防救急無線デジタル化整備工事費が全体で2億7,445万9,000円となり、伊南の負担分は433万9,000円減の9,160万5,000円となります。

それから、広域消防本部庁舎の建設工事費は1億1,567万3,000円となり、伊南の負担分は236万5,000円減の3,861万1,000円となります。

それから、被服の更新や各種表示の変更、それからOA環境の整備などの初期投資費用が全体では9,118万1,000円となり、伊南の負担分は13万4,000円減の2,950万9,000円となります。

続きまして歳入の部でございますが、3-4ページにお戻りいただきまして、1款1項1目の分担金について歳出予算の減額に伴い市町村分担金は1,200万1,000円減額するものでございます。

また、8款1項1目 組合債1,820万円の減額につきましては、清掃センター解体工事事業費の減額に伴い、財源となる起債につきましても減額するものでございます。

なお、起債の充当率は75%以内となっております。

それから、3-6ページから3-7ページには今回の予算の補正に伴います給与費明細書を、それから、3-8ページには地方債の年度末残高の見込みに関する調書を載せてございます。また、3-9ページには補正に伴う市町村分担金調書を載せてございます。内容につきましては、恐れ入りますが、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○病院事務長兼経営企画室長（新村 義弘君）** それでは、議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書4-1ページをお開きください。

今回の補正は、外来患者の増加による医業収益の増加とパート医師等臨時職員の増及び退職者の増による給与費の増額、今年度の診療報酬改定の影響で材料購入費価格の引き下げなどがあり、材料費の減額、また、平成26年度の3月借入れの起債につきまして、予定した償還利率を下回り償還利息が減額、償還元金については本年度分が増額となり、補正をお願いするものです。

第2条 1日当たりの外来予定患者数を453人に改め、第3条 収益的収入及び支出につきまして、収入、1項 医業収益を2,400万円増額し、1款 病院事業収益を62億1,767万8,000円とし、支出、1項 医業費用を2,630万円増額し、2項 医業外費用を230万円減額し、全体で2,400万円増額して、1款 病院事業費用を62億220万2,000円としたいものです。

第4条 資本的収入及び支出、第2項 企業債償還金を32万円増額し、1款 資本的支出を5億4,412万8,000円としたいものです。

また、収支不足は補正分の32万円を加え2億4,227万3,000円とし、補填財源は過年度分損益勘定留保資金に同じく32万円を加え2億3,226万8,000円に改めるものです。

議案書4-2ページをお開きください。

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は、給与費の増額に伴い5,000万円を増額し35億8,433万円とし、第6条 棚卸資産購入限度額は、材料費の減額に伴い2,370万円減額し12億5,429万

円としたいとするものです。

議案書4-3ページをお開きください。

予定実施計画補正第1号ですが、収益的収入及び支出では、収入、1項2目 外来収益を外来患者数の増加により2,400万円増額、支出、1項1目 給与費をパート医師等の増加により賃金を2,000万円増額、退職者増加により退職給付金を3,000万円増額の合計5,000万円を増額、2目 材料費を本年度の診療報酬の改定及び薬品の後発品への切りかえなどで薬品費を1,740万円減額、材料費を630万円減額の合計2,370万円減額、2項1目 支払利息を企業債償還利率減によりまして償還利息を230万円減額し、収入及び支出について、それぞれ2,400万円を増額補正したいものです。

議案書4-4ページをお開きください。

資本的収入及び支出、2項1目 企業債償還金を企業債償還利率減による償還元金の増で32万円増額補正したいとするものでございます。

議案書4-5ページ以降の資金計画、キャッシュフロー、貸借対照表などにつきましては、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上、申し上げ、議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長（松下 寿雄君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（下島 清志君）** それでは、議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算について提案説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算書1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,386万8,000円と定めるものでございます。

前年度対比では9億5,662万2,000円の減額、率にしまして42.7%の減少となります。

2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算に予算の款、項の区分ごとの金額について掲げてございます。

第2条 一時借入金の借り入れ最高額を1億2,000万円と定めるものでございます。

第3条は、予算の執行上必要がある場合に歳出予算の各項間で流用することができる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書で説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は、構成市町村からの分担金としまして新年度予算額は12億4,075万4,000円で、前年度対比マイナス4.0%、8億2,909万3,000円の減少となりました。これは、

主に消防事務が上伊那広域連合に移行し、消防費予算の計上がなくなったことによるものでございます。

7ページの2款 使用料及び手数料ですが、1項の使用料につきましては、1節 火葬場使用料が、当年度後半から下伊那北部総合事務組合において新たに火葬場が設置をされ、稼働が始まる見込みのため、これまで管外利用の多くを占めていた下伊那北部地域からの利用が減少することを見込み、前年度より260万円減の1,000万円を計上いたしました。また、2節 衛生センター使用料も、し尿の搬入量の減少を見込み、前年度より55万円減の1,494万1,000円を計上いたしました。これにより使用料は315万円減の2,494万1,000円となります。

次の2項 手数料は、消防手数料の収入がなくなるため減少となります。

8ページの5款 財産収入でございます。

1目 財産貸付収入は、土地の貸付収入が伊南聖苑南側の公園用地の一部を貸し付けているもの、建物貸付収入は特別養護老人ホーム越百園に併設の旧訪問看護ステーション用のスペースを上伊那福祉協会に貸し付けているものでございます。

2目 利子及び配当金は、病院施設整備基金利子及び医師確保基金利子を見込みました。

9ページの6款 繰越金は、前年度と同様に500万円を計上いたしました。

続いて10ページ、7款 諸収入につきましては、1項の預金利子は、前年同額を見込み、2項の雑入のうちその他雑入の衛生センター分は下平工業団地の企業からの排水ポンプ施設使用負担金を見込み、また、不燃物分は不燃物処理場における資源物売却代金などを見込んでおります。

なお、雑入におきましても、前年度まで計上のあった高速道路の救急業務に対する支弁金や長野県消防学校への指導職員の派遣に伴う人件費分など消防にかかわるものがなくなりましたので1,327万9,000円減の320万2,000円と大きく減少をいたしました。

11ページ、9款 寄附金は、病院事業に対する寄附金を前年度と同額で計上いたしました。

12ページの10款 繰入金金は基金繰入金で、医師確保対策基金からの繰入金であります。26年度第2号補正の予算で基金へ積み立てをいたしましたので、基金残高が増加をしております。

13ページの組合債につきましては、新年度は起債の計画はございません。

続きまして歳出について説明をいたします。

14ページをごらんください。

1款の議会費ですが、2年に1回実施の議員研修を予定をし、旅費並びに使用料及び賃借料が増額となり、64万5,000円の増加となります。

次に15ページ、2款の総務費でございますが、1項1目の一般管理費では前年度より2,058万円増の5,634万2,000円となりますが、これは主に事務局職員1名の定年退職に伴います退職手当を計上したことによるものでございます。

16ページ、2項の監査委員費では、2年に1回実施の監査委員研修が本年度はありませんので、旅費の減額によりまして7万7,000円の減少となります。

18ページをお願いします。

3款 衛生費でございますが、1項の保健衛生費につきましては前年度対比マイナス8.9%、543万5,000

円の減少でございます。1目の火葬場費ですが、隔年で実施している公園の樹木の剪定等の整備を予定したことや待合室の座卓に関して高齢の方等からの要望に配慮して一部に机と椅子を配置するための備品購入費の計上など、若干の増加分がありますが、19節の公園事業等にかかわる起債償還分の負担金が減少となったことによりまして、火葬場費全体では前年度対比でマイナス12.9%、486万8,000円の減少となります。

なお、公園事業等にかかわる起債償還の負担金は本年度が最終となります。

次に2目の老人保健施設費は、前年度対比マイナス2.4%、56万7,000円の減少となります。これはフラワーハイツ建設償還金等の減少によるものでございます。

次に19ページ、2項の清掃費につきましては、前年度対比でマイナス38%、1億2,180万6,000円の減少でございます。これは主に前年度には旧清掃センター解体撤去工事が計上されていたためでございます。

1目 衛生センター費につきましては、前年度とほぼ同額の3万円減の9,220万7,000円の計上であります。内訳では、し尿投入量の減少に伴い光熱水費や医薬材料費の減、それから委託料の減などが見込まれますが、一方でメンテナンスが必要な設備機器の修繕料の増加によりまして、前年度並みの予算額の計上となりました。

20ページ、3目の不燃物処理場費ですが、前年度対比プラス2%、209万7,000円の増の1億611万3,000円の計上でございます。不燃物の資源化率の向上を目指していますが、大田切不燃物処理場の処理量につきましては、微妙な増減はあるものの、全体としては横ばい傾向であります。本年度は計量設備の点検整備や埋め立てが完了している最終処分場の環境調査費用などを見込んだ分が増加をいたしました。

21ページ、清掃センター費は、前年度、解体撤去となりましたので、予算の計上はありません。

次の3項の病院費は、前年度対比プラス1.6%、1,441万1,000円の増の9億98万4,000円となります。

1目 病院費の28節 繰出金ですが、病院事業会計への繰り出しは、前年度対比プラス1.2%、1,041万1,000円の増加となります。増加の理由は、病院事業会計繰出金が523万7,000円減少するものの、上伊那地域医療再生事業の起債元利償還金の一部に充てるための繰出金が元金償還の開始となるものが増加することによりまして、前年度対比で17.5%、1,564万8,000円の増加となることによるものでございます。

2目の医師確保対策費は、医師確保対策基金からの繰入金を財源とし、医師確保修学資金等貸与及び後期研修医研修奨励金に充てるための繰出金でございます。それぞれ利用があり、基金残高が減少したため、26年度に基金への積み立てを行いましたので、前年度よりも400万円多い900万円が医師確保対策事業に繰出可能となっております。

続きまして22ページの5款 公債費でございますが、元金、利子、合わせて前年度対比マイナス10.6%、773万5,000円の減少であります。

元金償還につきましては、火葬場施設整備事業にかかる起債の償還が終了し、減少したこと、消防施設整備事業では消防救急無線デジタル化実施設計事業や大規模災害対策強化事業の元金償還が始まること、病院事業では緊急防災減災事業による非常用電源設備整備の元金償還が始まることなど、各事業の増減によりまして、全体ではマイナス12.9%、854万1,000円の減少となります。

利子償還のほうは、火葬場施設整備事業の償還が終了となる一方、新たに旧清掃センター解体事業の利子償還が始まることなどにより、プラス11.2%、80万6,000円の増加となります。

23ページ、6款 予備費は前年同額の500万円の計上でございます。

24ページ、4款の消防費は、消防事務の広域化により廃止となります。

以降25ページから31ページまでは給与費明細書となっております。

それから、26ページの上段の表の職員数ですが、消防職員が抜けることにより事務局職員3名のみとなります。

なお、27ページの(3)のア及び28ページウの表は、1月1日現在の比較表のため消防職員が含まれた数値となっております。

以下、内容については後刻お目通しをお願いいたします。

なお、32ページは債務負担行為に関する調書と地方債の現在高見込みの調書、それから、33ページは市町村別の分担金調書で、費目ごとに規約で定められた分担率により御負担をいただくものでございます。

34ページは公債費の費目別内訳でございます。

こちらも内容は後刻お目通しをお願いいたします。

議案第5号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○病院事務長兼経営企画室長(新村 義弘君)** 続きまして、議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして提案説明を申し上げます。

別冊の平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算書をごらんください。

予算書1ページをお開きください。

第2条 業務の予定量でございます。病床数は、一般病床、回復期リハビリテーション病棟で運用病床を220床とし、入院患者を1日平均185人、年間延べ6万7,710人と厳しく見込み、外来患者数につきましては1日平均450人、延べ10万9,350人を見込みました。

第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出につきましては、予算実施計画で御説明をいたします。

予算書3ページをお開きください。

事業収益でございますが、前年度当初予算に比較し1.5%減の61億212万8,000円を見込みました。

内訳ですが、医業収益につきましては、1目 入院収益は前年比4.4%減の33億3,410万円、2目 外来収益は前年比5.9%増の13億7,780万円、3目 その他医業収益は1%増の5億8,353万6,000円を見込み、医業収益全体では52億9,543万6,000円、前年比1.3%減といたしました。

医業外収益は、2目 他会計補助金は繰出基準に基づく一般会計からの補助金1億5,926万3,000円、3目 他会計負担金は企業債利息の繰出基準分及び追加支援1億円を含め3億4,804万2,000円であります。4目 補助金は国県からの保育所運営費補助金等67万5,000円、5目 保育所収入150万円、6目 長期前受金戻入額2億2,777万8,000円、7目 その他医業外収益は2,040万円を見込み、医業外収益全体では7億5,889万9,000円、前年比2.6%減といたしました。

特別利益は、特例債、他会計負担金を4,779万3,000円見込みました。

4ページをお開きください。

事業費用でございますが、前年度当初予算に比較し1.3%減の60億9,551万8,000円を見込みました。

内訳ですが、医業費用につきましては、1目 給与費は、前年比2.7%、8,406万2,000円増の31億8,251万6,000円、2目 材料費は、前年比1.1%、1,390万円減の12億2,070万円、3目 経費は、前年比0.1%、142万2,000円増の9億6,217万円、5ページ、4目 減価償却費は、前年比1.3%、472万2,000円増の3億7,626万2,000円、5目 資産減耗費は昨年と同額の500万円、6目 研究研修費は1%増を見込み、医業費用全体では、前年比1.3%、7,652万6,000円増の57億6,664万8,000円といたしました。

医業外費用は、支払利息、看護師養成費焼却、保育所経費、雑損失、消費税など、前年比4.5%減の4,987万円を見込みました。

特別損失は退職給与引当金に2億7,900万円を見込みました。

以上の結果、当期純利益を661万円と見込んでおります。

次に6ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入につきましては、1項 企業債は2億8,800万円、2項 負担金は一般会計からの繰出金1億6,548万5,000円、3項 固定資産売却代金では売却する土地簿価2,729万7,000円を見込み、資本的収入全体では4億8,078万2,000円といたしました。

資本的支出は、1項 建設改良費のうち1目 建物設備5,000万円、2目 医療機械は救急医療手術室機器の整備等に1億8,800万円、通常の医療機械等の整備に5,000万円、3目 その他固定資産は備品等1,000万円を予定し、建設改良費全体では2億9,800万円といたしました。

2目 企業債償還金は、地域医療再生事業による設備投資があり、前年比8.2%増の3億9,378万7,000円を見込み、3項 投資は看護師奨学金、医師研究資金の3,804万円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,904万5,000円は当年度消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

次に20ページをお開きください。

20ページ、注記表となります。

下段、5 その他になります。

(2)の退職給付引当金の取り崩しについてですけれども、27年度における定年退職者が10名と多く、1億2,000万円の取り崩しを予定しております。

また、(5)修繕引当金の取り崩しですが、エレベーター3基につきましてモーター制御盤など主要部品の交換に2,200万円の取り崩しを予定しております。

2ページにお戻りください。

第5条 企業債の目的及び限度額は、施設整備事業、医療機械整備事業に2億8,800万円を予定し、予算計上額と同額を限度額といたしました。

第6条 一時借入金の限度額は15億円とし、第7条 経費の流用について、収益的収支、資本的収支の各項の間で流用できるものといたしました。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費及び交際費であります。

第9条 棚卸資産の購入限度額は12億6,530万円といたしました。

7ページは資金計画、8ページはキャッシュフロー、9ページから12ページが給与費明細書、13ページ

から19ページが予定貸借対照表、損益計算書となっております。後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上、申し上げ、議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議 長（松下 寿雄君）** これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案審査及び昼食のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後1時といたします。

休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

**○議 長（松下 寿雄君）** 休憩を閉じ本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第1号 消防の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上4議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松下 寿雄君）** 質疑なしと認めます。

次に、

議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長（松下 寿雄君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本日、提案されました議案は、別紙、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっています。

5番 加治木今議員の質問を許可します。

**○5 番（加治木 今君）** 本日の質問は、昭和伊南総合病院のこれからの経営の展望についてを取り上げさせていただきます。

今回の議会は、27年度の伊南行政組合の予算議会であり、また、各市町村も予算議会を控えております。

住民の安心・安全のかなめであり、地域の病院として大きな役割を果たしていく昭和伊南総合病院の経営の展望についてお聞きいたします。

26年度には上伊那地域医療再生計画の最後の事業となったヘリポートの設置が行われました。その利用状況はどのようなでしょうか。

さて、26年度より厚労省では在宅での介護支援に対して病院も医療と介護の連携の輪に入る方針が具体的に示され、地域包括ケア病棟という新しい取り組みも進められています。

また、国は地方創生という言葉とともに人口の集中化を何とか是正していきたい方向も示しております。

このような大きな動きに対して各自治体が新しい仕組みや魅力を発信しなければいけないときです。この中で、医療は安心・安全のかなめとなり、住民の関心も必要性も大変高いものです。この伊南の地で今まで培ってこられた救急医療を続けていただきたいことは、もちろん住民の第一の望みであります。病院に向けられる住民の要望は数多くありますが、ここには医師や看護師の確保という大きな課題もあります。

次々と行われる診療報酬の改定などで示されてくる数々の国の方針を受けながら、どのような展望を描いておられるのか、現状とともにお聞きいたします。

ヘリポート設置後の利用状況と課題、ヘリポートの設置前にはヘリコプターの離着陸に天候や地形が大きく影響していましたが、この完成でどのような変化があったのでしょうか。

また、課題はあるのでしょうか。

次に、収益を増やすための取り組みは。

収益の増加は常に課題となります。医師の数や受診できるか数が多く影響してきますが、そのほかで収益を増やすために尽力されていることは何でしょうか。

次に、在宅介護を中心とした地域と医療の連携の中での昭和病院の位置づけをお聞きいたします。

入院された方の家族にとっては、病院がなるべく近いほうがありがたいのが現状です。

入院患者の平均年齢も上がっていることと思います。

厚労省の示している地域の介護事業との連携も含めて、在宅介護を中心とした地域との連携の中での昭和伊南総合病院の位置づけをお聞きいたします。

国の方針と病院経営の展望、国の方針、地域包括ケア病棟など、医療報酬の変更や条件等、いろいろありますが、国の方針と病院経営の関連も含め、展望をお聞きいたします。

最後に、地域住民に求めることは何でしょうか。一時、コンビニ受診を控えていただきたいと呼びかけたこともございましたが、現在はいかがでしょうか。その後、何かコマーシャルが必要なことがあれば、この場で御一緒にお答えいただければと思います。

以上5点を質問といたしまして、質問とさせていただきます。

**○病院事業管理者職務代理者（村岡 伸介君）** 加治木議員の御質問につきましてお答えをいたします。

まずヘリポートの利用状況と課題についてですが、長野県地域医療再生事業として昨年7月に竣工いたしました敷地内ヘリポートの利用状況は、これまでの7ヶ月間に当院への搬入が4件、当院より他病院への搬出が2件、ランデブーポイントとしての利用が2件、合わせて8件のドクターヘリの利用となっております。これは、前年までの利用が年間8件程度でありましたので、従来の2倍の利用状況となっております。



課題といたしましては、離着陸時の未舗装駐車場からの土ぼり問題がございましたが、昨年9月に舗装工事が終了いたしまして、この問題は解消されております。

離着陸時における地上の安全確保に30分～1時間程度、約10名の職員を配置して安全確保を行っております。

安全を最優先にさせながらではございますけれども、今後、安全確保体制の再構築が必要と考えています。

照明器具やエレベーターなど点検、保守が必要となり、経費増加の要因となります。

また、単なるランデブーポイントとしての利用においても患者搬入時と同様に医療体制、地上の安全確保体制をとるところであります。医業収益に結びつかないため、県などへの補助金の対応を臨むところであります。

次に医業収益を増やすための取り組みについて申し上げます。

急性期病院としての医療機能は医師によるものであります。現在、当院の常勤医師数は、29名と昨年9月に比べまして2名増加いたしました。医療の幅を広げていくためには、医師の招聘、医師数の増加が重要であることには変わりございません。今後も医師の招聘に努力をしていきたいと思っております。

また、限られた医師数の中で医業収益を増加させる対策も大変重要であると考えています。

当院では、現在、チーム医療の質と量を増やす取り組みを展開しています。看護師、医療技術者、事務員など、すべての職員が医師を補佐し、診療報酬体系の中に位置づけられている加算や指導等について、みずから考え、発案し、実行するという落穂拾い作戦を推進しています。この取り組みは、収益を増加させることだけを目的とするものでなく、決められた施設基準を満たし、きめ細かな指導に取り組むことで医療の質を高め、医療安全を向上させ、そして、患者満足度を高めることができる取り組みであります。結果として医業収益の増加に結びつくものと考えています。

さらに、新たな目標管理システムを、現在、導入しております。先に申し上げました落穂拾い作戦を数値目標として取り組んで連携させ、PDCAサイクルとして取り組み、業務の改善を進めていきたいと思っております。

御質問の順序とは異なりますが、病院経営の展望ということで現状の患者動向について述べさせていただきます。

昭和伊南総合病院の最近の患者動向ですが、急性期病床への入院要件が診療報酬改定により厳格化されたため、4月～12月の7ヶ月間について、昨年との比較で平均在院日数が19.9日から17.3日と2.6日減少いたしました。その一方で、病診連携の取り組みにより紹介率が約50%と向上したこともあり、新規入院患者数は昨年の2,399人より163人増加し2,562人となりました。平均在院日数の減少が厳しく、結果として入院延べ数は5万288人から4万6,991人と3,297人減少いたしました。入院期間が短縮することは医療の質が向上していることを反映していると考えられまして、よいことと考えられますが、病院経営にとっては入院収益の減収に直結し、大変厳しい問題となります。

また、当院入院患者の平均年齢は年々上昇し、71歳を超えております。

急性期治療が終了したとしても、入院を契機に日常生活動作や移動の機能低下が招来されたり、認知機能の低下、鬱気分のため見守りや介助が必要となる事例も多々見られます。在宅医療に移行する場合であっても、自宅や介護施設等の介護体制構築のためにおよそ2週間程度の準備期間が必要となります。しかし、現在の医

療体系では、急性期病床でそれを行うことは認められておらず、その部分を補う手段が必要となっているところです。このような状況の中で、当院においても地域包括ケア病棟の設置を検討しているところでございます。

次に、国におきましては、昨年6月に、地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための法律、略しまして医療介護総合確保推進法が定められました。この法律の目的は、第1に効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を行う、2として、地域において高度急性期から在宅医療・介護までを一連のサービスとして確保する、この2点を目的としております。これは、2025年、団塊の世代が後期高齢者になるときまでに医療・介護体制を確立しようとするもので、診療報酬、介護報酬の改定においてあめとむちを使って政策として誘導を図っていくものであります。

医療介護総合確保推進法の中で病院経営に大きな影響を持つものとして地域医療構想、地域医療ビジョンがあります。これは、病床機能分化を進めるために、すべての病院に対して病棟別の病床機能報告制度を義務づけました。あわせて医療費請求事務として提出をしている診療報酬データを利用し、病院が実際に行っている医療の内容を分析することで病院の医療機能を特定します。今後は、これを踏まえて長野県が地域医療ビジョンとして2次医療圏ごとに医療機能別に必要量を想定し、医療計画を策定することとなります。そして、このビジョンに基づいて各2次医療圏ごとに協議を行う運びとなります。この中で急性期病床数の削減など具体的なことが協議されていくこととなります。罰則も用意されており、厳しい協議の場になることが予想されます。

また、法の中で在宅医療の推進、介護との連携がうたわれています。これまで病院は医療だけを一生懸命に取り組んでいればよかったわけですが、地域において最大の医療資源を有する病院が地域医療、介護にかかわっていくことを、今後、求められていると感じております。

そうした流れの中で地域医療連携における病院の位置づけにつきまして申し上げます。

当院は、第2次経営計画の中でも救急医療を初めとする急性期医療を基盤として、回復期、さらには地域包括ケアシステムを見据えた地域医療に取り組んでいくこととしております。厚労省が進める在宅医療について地域包括ケアシステムとの連携を密接にとりながら進めていきたいと考えます。昨年は、駒ヶ根市が取り組んだ在宅医療推進のための地域における多職種連携懇談会に病院として参加をいたしました。その中で介護側から病院に対する御意見をお聞きしました。その取り組みから、高齢者に対して入院時に総合機能評価、すなわち入院の原因となった疾病の評価のみならず、認知症や鬱気分、そして移動能力、生活活動能力を含めた評価を行い、その結果に基づきまして、よりきめ細かな退院指導を行うとともに、退院後の医療、介護、生活に必要な情報をケアマネージャーなど介護関係者に提供、共有することで切れ目のない連携が図れるように取り組んでおります。

そして地域包括ケア病棟についてでございます。

在宅復帰を円滑に行うために医学的管理、看護、リハビリテーション等を行い、在宅復帰支援計画を策定し、医師を初めとする多職種が協力して患者さんは御家族に在宅支援を行うところでございます。

急性期病床におきましては、平均在院日数の短縮が施設基準として要求される中、少なくとも2週間程度はかかると言われる在宅医療に入るための準備期間や介護施設への入所待機期間をいわずらに長くすることは、制度上、不可能となってきています。このため、急性期病床を維持するという目的を含めて、地域法包括ケア病棟の導入に向けました検討を開始いたしました。現在、地域包括ケア病棟の必要病床数、急性期病床から転

棟する適切なタイミング、季節による患者数の変動などのデータ集積を行っているところであります。病床数は何床が適切か、それに伴い看護師数及びとるべき体制、施設基準を勘案し、収支状況のシミュレーションを行いながら院内で議論を行ってまいります。その後、病院運営審議会を開催していく予定です。

また、病棟改修費用等につきましては、検討が済み次第、補正予算をお願いする考えでございます。

さきの在宅医療推進のための地域における多職種連携懇談会でも明らかになったように、伊南地域において在宅医療さらに充実させていくためには、訪問看護に積極的に取り組む必要があるであろうと思います。次の検討課題としていきたいと思っております。

最後になりますが、地域住民の皆様をお願いしたいことについてです。

引き続き、不要不急のコンビニ受診につきましては、今後とも控えていただきますとありがたいと思っております。数少ない伊南地域の医療資源である医師、看護師、その他の専門職でございますので、その少ない医療資源をいかに有効に、そして疲れさせないで使うかといったことを住民の皆さんにも、ぜひお考えいただきたい、そして、まちづくり、地域づくりと一緒に考えてくださるとありがたいと考えております。

また、かかりつけ医を、ぜひお持ちください。生活背景を把握し、適切な診療を行うこと、健康相談や保健指導を行うこと、病状に応じて専門的治療を行える医療機関を紹介することがかかりつけ医の役割です。今後とも医師会と協力をし、病診連携に取り組んでいきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**○5 番（加治木 今君）** ただいまは、これからの展望をお聞きいたしました。

本当に、昭和伊南病院が今までの病院の業務以外のことを、働いている方はたくさんやるが増えてきますし、また、地域にとっても、また違う形で病院があるのかということがよくわかりました。特に介護との連携については、これから大きく流れが変わっていくのかなと思っておりますので、この伊南の地の住民も、みんながそれを知らなければいけないと思えました。

そこで、最後に収益のことについてでございますけれども、人間ドックが大変収益を上げているとお聞きしておりますけれども、人間ドック、病気にならないための予防の人間ドックの拡大とか、それから、抗がん剤の治療の部屋を、もう少し、こう、患者さんにとって優しい部屋になるような、そういうことによる収益のアップということもあるわけですが、そのようなことに対しては計画はないのかどうかをお聞きしながら、私たちも協力して病院経営を見守っていきたく思っておりますので、その2点についてお答えをいただければと思います。

**○病院事業管理者職務代理者（村岡 伸介君）** 現時点では、まだ、健診センターの拡張とか化学療法室の拡大については、具体的な計画は、まだございません。ただ、今後、建てかえも含めた形で、そういうものの拡大を考えていきたいと、今後、検討していきたいというふうには思っております。

**○議長（松下 寿雄君）** これにて5番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

次に、6番 坂本裕彦議員の質問を許可します。

**○6 番（坂本 裕彦君）** 私は、上伊那広域連合最終処分場クリーンセンター八乙女の掘り起しは行わずとの方針変更、見直しにかかわる今後の伊南行政組合への影響について質問します。

上伊那広域連合議会の全員協議会に説明されたことが報道され、説明資料も、私もいただいて読みました。

しかし、この方針変更の経過や、なぜ大きな変更にしなけりばならなかつたのか、今後の取り組みについては、住民には何も公式には示されていません。説明もされてないのが現状です。こういう重要な方針変更が、このようなことでいいのか、広域連合の責任が問われるのではないのでしょうか。

説明資料によれば、上伊那広域連合は、新ごみ中間処理施設建設計画をめぐり、当初、計画していたクリーンセンター八乙女最終処分場の掘り起しについて、現地を確認しながら精査した結果、最終処分場の掘り起しは行わず、新ごみ中間処理施設から排出される残渣の埋め立てのみを行う結論に至ったというものであります。検討した内容は、遮水シートを敷設しており、廃棄物すべてを掘り起こすことはできないことから、掘り起こす量は限られるという検討結果だとのことですが、掘り起こして再生できるものはごく少数ではないかと思わざるを得ません。

掘り起こしを行った場合と行わない場合との違いは、埋め立て期間が3年～6年との試算でも明らかであります。このようなことは以前からわかっていたことではないかとも思います。

掘り起こし作業においては、遮水シートが破損するリスクがあり、大きな懸念材料だとのことであり、破損した場合の、その箇所の特定も非常に困難だといひます。

掘り起こし残渣の安全性についても、今までの認識とは正反対であります。今回、再度、過去の埋め立て物について精査したが、血圧計、体温計、蛍光管など、不燃ごみと一緒に収集していた期間があり、これらが埋め立てられていないとは言い切れない結果となったといひます。水銀も安全に処理できると考えていたが、排気ガスへの規制が予測され、一層の水銀対策が求められる、掘り起こし、焼却処理することは、水銀対策に万全を期しているとは言い切れない検討結果となったとなっております。

今まではガス化溶融炉で焼却すれば安全に処理できるということが言われていましたけれども、そういうことではないことが明らかになったということであり、ます。

私は、今回の見直しは、当然の結果だとは思ひますが、この時期まで、このような見直しが来てしまったことは大問題ではないかと思ひます。こういういい加減なことを、今まで何年も検討して、結論がこういうことでは、今まで安全だと説明され、住民も信頼して中間処理施設や最終処分場にも同意してきた、そのことが説得力を持ちません。なぜ、今ごろこういう単純なミスが出てきたのか、このことは、上伊那広域連合の当事者責任でありますけれども、その責任を担っている副連合長でもある杉本組合長に、一連の流れをどう見ているか、所見がありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、最終処分場の掘り起し計画の見直しをし、残渣の埋め立てのみを行うという結論、安全に処理できない事態、そして、コスト高になる、この新しい課題が出てきた中で、見直しは当然ですし、今までの計画を変更するということが始まってきているわけですが、設備規模、投資金額、焼却方式、焼却量、最終処分場に関することなど、今までの計画を大きく見直していかなければならない事態になっているのではないかと、今の計画では、新しく整備するごみ処理施設の稼働に合わせてクリーンセンター八乙女最終処分場の再生、掘り起こして焼却し、新ごみ中間処理施設稼働後にはクリーンセンター八乙女の最終処分場の掘り起こし残渣を新ごみ中間処理施設で減容する、つまり減らすということによって最終処分場を再生、延命し、同施設からの残渣を埋め立てて処分するというものです。しかし、掘り起しはしない結論になったわけであり、ます。一般廃棄物処理基本計画第4次改訂版を大きく変更、見直しになっていくのではないかと、第5次改訂版にしなけりばならな

いのかどうかについて、組合長は広域連合の責任者ではありませんが、伊南行政組合としての今後の対応についてお聞きします。

次に、最終処分場埋め立て可能年数は、埋め立て容量を増量していく方向も示されていますが、そういうふうにしても17年～22年程度とされ、新たな最終処分場確保の検討をするとありますが、伊南行政組合へのそのことについての打診はあるのかについてであります。

上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画第4次改訂版では、総論で、上伊那圏域内で一般廃棄物の広域処理が進んできている中で、関係市町村、広域連合、伊北環境行政組合、伊南行政組合の連携による共通の目的に向かって協力、連携して取り組むとなっています。第8章第5節の最終処分にかかわる主要施策では、既設のクリーンセンター八乙女最終処分場の再生利用を行い、圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理を目指すとありますが、掘り起し計画の見直しによって、新たな最終処分場の確保について対応が求められてくると思いますが、伊南行政組合への何らかの働きかけはあるのかについて質問して、以上、1回目の質問であります。

**○組合長（杉本 幸治君）** 坂本議員の御質問でございます。

上伊那広域連合最終処分場ですね、掘り起し計画の見直しにかかわりまして、今後の伊南行政組合への影響等についての御質問でございます。

まず、上伊那広域連合の最終処分場の計画見直しに伴います中間処理施設の見直しに関してでありますけれども、上伊那地域にとりましても大変重要な、この事業でありますので、上伊那全体でしっかりと議論していかなければいけないのかなど、そんなように、まず、思っているところでございます。

そうした中で、上伊那広域連合では、ごみ処理基本計画におきまして、最終処分場に関する基本方針として、まず1点として既設のごみ焼却施設から出る焼却残渣を適正に処分する最終処分場の確保、2点目が圏域内から出た廃棄物を圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理の構築をうたっておりまして、この基本的な考え方を安易に変更することはしない方針でございます。

今回、変更するのは、八乙女最終処分場の掘り起し処理を行わないということでございます。この八乙女最終処分場の掘り起し処理を行わないことに伴います新ごみ中間処理施設の規模等の見直しにつきましては、現在、上伊那広域連合の事業者選定委員会で検討中とのことでございますので、その検討結果により、今後、議論がされると、そのように承知をしております。

それから、新たな最終処分場確保に関しましては、八乙女の最終処分場が20年程度活用できるということから、それまでに専門的な機関の支援のもと検討を進めていくという考えということでございまして、今の段階では、先ほどのような伊南への要請、また、新たな、どんなことというような検討が始まっていない状況でございます。

**○6番（坂本 裕彦君）** 事業を進めているのは上伊那広域連合ですので、なかなか組合長の立場としても踏み込んだ答弁はできないということはわかりますけれども、上伊那広域連合の副連合長ということもありますし、ほかの市町村長の方も副連合長ということで、その責任の一端というのはあると思っておりますが、そこら辺で、今までの進めてきた経過について所見があったら、もう少しお聞きしたいなということを感じるところであります。

それで、まだ、広域連合としては、正式に何も、公式に説明もされていないし、議会の全員協議会の中で資料が少し出て、そして、報道によるくらいの知識というようなことでありますが、こういう重大なことが、そういうようなやり方でいいのかどうかということが、非常に私は聞かれると、しかし、ここでそのことについて組合長とやりとりするのは限界があると思いますけども、そういう進め方については、もう少し踏み込んだことを、今までの一連の経過について、こういう検証、こういうことについての検証はするべきではないかというふうに思う訳であります。

具体的なことで、今、伊南行政組合への投げかけは何もないということでありました。

次に質問することも具体的に伊南行政にかかわることですので、何もないというようになる、答弁になるのかどうかわかりませんが、お聞きしていきたいと思っております。

伊南行政組合の所有する土地が駒ヶ根市の中沢吉瀬地区にあります。過去においては、上伊那全体の最終処分場予定地として、上伊那広域連合との関連で最終処分場の計画として住民の皆さんが合意した経過があります。その後、上伊那広域連合の計画変更によりまして、現在は何も利用されない土地として現在に至っているわけでありまして。こういうことに対して、新しい最終処分場の関連した動きはあるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

上伊那広域連合では伊那に中間処理焼却施設、北部に最終処分場、それがいっぱいになれば南部に最終処分場との考え方も以前からあるのではないかと推測されます。八乙女の埋め立て年数との関連で伊南行政組合への動きはあるのかについて伺います。

次に、上伊那のリサイクル施設、資源物の中間処理、保管や粗大ごみの破碎、選別処理を八乙女に統合して行う計画になっていますが、今度の見直しによって伊南行政組合の大田切不燃物処理場の計画は計画どおりに進むのかどうかについてであります。

上伊那のリサイクル施設、資源物の中間処理、保管や粗大ごみの破碎、選別処理を行う施設として、現在は、伊那市の鳩吹クリーンセンター、伊北環境行政組合のクリーンセンター八乙女、そして伊南行政組合の大田切不燃物処理場です。

伊南行政組合の計画では、新ごみ中間施設稼働の2年前、平成29年度に稼働停止の計画になっていますが、上伊那で八乙女一本でリサイクル、資源化、最終処分というのは無理はないかどうか、南部にも、リサイクル、資源化を大きく進めるためにも、大田切不燃物処理場の役割を高めていくことも重要になってくるのではないかと思います。計画どおりに進めるかについて聞きます。

次に、見直しによって焼却量や財政負担は大幅に減少させるのではないかと見通しについてお聞きします。

最終処分場の掘り起こしを行わないとなれば、焼却する量も大きく減らすことができることから、現在の計画、1日134tの焼却炉ではなくて、ごみの減量化をさらに進めながら、1日100t以下になるような、例えばですけれども、そういう規模に変更すべきではないか、そうなれば建設費も大幅削減できます。

さらに、掘り起こし概算コストというのを見れば、前処理設備整備費が約2億円、掘り起こし運搬業務費が約1億円、掘り起こしコストは1t当たり6万1,268円かかると資料ではあります。コスト高は歴然であると試算されています。こういうものは、財政負担は大きなものがあるわけですが、それがしないと見直しになるとすれば、財政負担は大きな減少になるのは明らかであります。それでもなおガス化熔融方式にして判断したと、こ

ういうことにも資料ではあります。

これまでの広域連合の進み方を見れば、これで大丈夫か、大丈夫と言い切れないと判断するような内容もあるのではないかと考えています。これまでの経過を検証して、原点に戻って、設備の規模、財政負担、ごみ処理の安全性、そしてごみの資源化を考慮した計画の見直しをしなければならないのではないかと思います、伊南行政組合としての取り組みについてお聞きします。

**○組合長（杉本 幸治君）** 坂本議員の2回目の御質問でございます。

まず、伊南行政組合が最終処分場用地として取得をして保有をしております吉瀬地区の土地についてでございますけれども、取得をした当時は、伊南管内の不燃物残渣や廃プラ類、清掃センター焼却灰、衛生センターの汚泥焼却灰などの最終処分場として確保しましたけれども、その後、焼却処理の広域化や衛生センターの汚泥の焼却処理の中止に伴う汚泥処理の民間委託、不燃物残渣等の民間委託、さらには上伊那広域連合によるごみ処理基本法に基づいて広域処理をすることなどから、廃棄物処理方針の変化に伴って最終処分場としての利用がない状況で経過をしてきております。

ただし、現在は、民間委託をしている域外で最終処分をしてもらっておりますが、全国的に最終処分場は逼迫をしております、現在の委託処理ができなくなる可能性もあり、最終処分場用地として保有をしてきたものでございます。

御質問の上伊那広域としての新たな最終処分場の確保に関連して、吉瀬地区の土地の利用に関しては、先ほども申し上げたとおり、まだ検討が始まっていない状況でございます。

次に、大田切不燃物処理場の今後の計画につきましては、上伊那圏域内の不燃ごみ、粗大ごみの一本化処理に向けて、最終処分場の再生活用とは別に具体的な検討を進めており、今回の八乙女の最終処分場の掘り起こしを行わないことによる影響はないものと考えております。

見直しによります焼却量や財政負担に関しましては、広域連合において検討をされているところでございますけれども、再生活用に必要な費用の試算として、設備費や掘り起こし、運搬経費が約3億円程度とされておりますので、掘り起こしをしないことにより、これらの経費は、当面は縮減をされることになるのかなと思えます。

また、上伊那広域連合が計画をしております全体の処理量に対しまして、掘り起こしを予定していた量が約3.3%でありますことから、財政負担については余り変わりがないと考えております。

新ごみ中間処理施設の規模等について、また財政等については、現在、上伊那広域連合におきまして事業者選定委員会で検討中とのことでありますので、その結果によりまして、今後、議論をされていくのかなと、そんなように考えております。

**○議長（松下 寿雄君）** これにて6番 坂本裕彦議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後1時46分 休憩

午後3時45分 再開

**○議長（松下 寿雄君）** 本会議を再開いたします。

日程第6

議案第1号 消防の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上4議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会及び保健福祉委員会に付託してあります。

それぞれの委員長より審査結果の報告を求めます。

**○消防衛生委員長（村田 豊君）** 本会議におきまして本委員会に付託されました議案第1号 消防の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、本日、委員会を開催をいたし、内容を慎重に審査した結果、出ました質問事項につきましては、「消防署職員の現人員数と上伊那広域消防のほうへ引き継ぐ人員は定数とするのか。」という質問に対しまして、「上伊那広域へ引き継ぐ人員は現員数の67名です。」との答弁がありました。慎重に審議の結果、全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので報告をいたします。

慎重に御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

**○保健福祉委員長（坂井 昌平君）** 保健福祉委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告します。

以上。

**○消防衛生委員長（村田 豊君）** 本日の会議において本委員会に付託をされました議案第3号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第4号）につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、質問として「退職者の理由はどのような理由で退職されるのか。」という質問に対して「自己都合で退職となる。」との答弁がありました。また、「衛生費と消防費が当初予算と大きな差となっているけれど、どのような要因から大きな差が出たのか。」という質問に対しまして「清掃センターにつきましては、東北大震災等の費用高騰等が見込まれたために予算計上をアップした。そのために落札との差が大きくなった。」との答弁がありました。「消防費につきましては、庁舎、デジタル無線等の入札差金が大きく出たので大きな減額となった。」との答弁がありました。慎重に審査の結果、全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。

**○保健福祉委員長（坂井 昌平君）** 保健福祉委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

以上。

**○議 長（松下 寿雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第1号 消防の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成26年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算

議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算

以上2議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会及び保健福祉委員会に付託してあります。

それぞれの委員長から審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長（村田 豊君） 消防衛生委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算につき

まして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、2点の質問が出ました。1点は、「地区外利用に対する補填について、伊那の利用の場合と、今年度、建設されております下伊那北部と同じような対応がされるのかどうか。」という質問に対して「伊那については調整ができ、補填等がされている。下伊那につきましては、これから相談をしながら進めます。」との答弁がありました。もう1点につきましては、「フラワーハイツの建設償還金の補助はどうなっているのか。また、建てかえの話が出ているのか。」というような質問に対して「建てかえについては、今のところ話が出ていないが、不具合につきましては、改修を毎年行っております。」と、「建設償還金については、平成30年度まで補助となっています。」との答弁がありました。慎重に審議の結果、全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

**○保健福祉委員長（坂井 昌平君）** 保健福祉委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程の中で「平成27年度の医師数の見通しはどうか。」という質疑に対しまして「4月から消化器内科の研修医が1名加わるけれども、6ヶ月間の勤務予定である。」と、「基本的には医師数29名で体制を考えている。」という答弁がございました。

また、不納欠損の状況について質疑がありまして、答弁として「平均200～300万円はあるが、不納欠損を出さないよう努力をしている。」という答弁がございました。

以上でございます。

**○議長（松下 寿雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松下 寿雄君）** 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松下 寿雄君）** 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第5号 平成27年度伊南行政組合一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松下 寿雄君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成27年度伊南行政組合病院事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(松下 寿雄君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議 第1号 伊南行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○1 番(坂井 昌平君)** 議 第1号 伊南行政組合議会委員会条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

お手元に配付されております2枚ものの議案書をごらんください。

提案理由は、消防に関する事務が広域化により伊南行政組合の共同処理事務から除かれること等に伴い、変更後の共同処理事務と議会委員会条例によります常任委員会の名称及び所管について整合を図るためのものです。

消防に関する事務と当組合の共同処理する事務が減少となりますことから、伊南行政組合議会といたしましても、昨年来、議会運営について検討を行ってきたところです。検討の結果につきましては、昨年12月の議会全員協議会におきまして御確認をいただきましたとおり、共同処理事務は減少となるものの、事務事業が広域処理へ移行となる重要な時期であることも踏まえ、議員定数や常任委員会の委員会数等、議会運営の骨格をなす部分については現行のままとし、必要となる最小限の見直しにとどめることといたしました。これを受け、今回、伊南行政組合議会委員会条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議1-2ページに記載のとおり、第2条の常任委員会の所管につきましては、1号 アの消防に関する事項及び2号 イの特別養護老人ホームに関する事項を削り、これに合わせて同条の常任委員会の名称を総務衛生委員会及び病院厚生委員会に変更することといたしました。

また、附則といたしまして、条例の施行を本年4月1日からとしております。

議員各位には、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**○議 長(松下 寿雄君)** これをもって提案説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して直ちに採決に付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(松下 寿雄君)** 御異議なしと認めます。

これより議 第1号を採決いたします。

本案は、これを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議 長(松下 寿雄君)** 御異議なしと認めます。よって、議 第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりごあいさつをお願いいたします。

**○組 合 長（杉本 幸治君）** 平成27年第1回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきました議案のすべてについて、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

数年来、研究並びに実現に向けての協議を重ねてまいりました消防の広域化につきましては、いよいよこの4月に上伊那広域消防本部が発足することとなり、伊南の消防職員も4月1日からは上伊那広域連合の職員となるわけでございます。上伊那広域消防に移行をいたしましても、この地域における消防業務が大きく変わるわけではありませんし、これまで広域化に向けて協議や調整をしてきたことも完璧とは言えないと思いますので、広域消防組織が動き出しましてからも、見えてくる課題や再検討が必要になる事項もあろうかと思っております。そういう点でも、当分の間は、消防業務に対しまして引き続き議員の皆様方の御指導、御支援をいただけますようお願いをしたいと思います。

昭和伊南総合病院につきましては、第2次経営計画がスタートをし、前期5カ年では病院機能と経営の健全化の強化を、後期5カ年では新病院建設に向けた長期プランとして取り組んでまいります。

特に、現状では医師がなかなか増えない厳しい状況や看護師など医療スタッフの確保にも苦慮をしている状況にありますが、病院の診療機能は勤務する医師によって決まることから、医師招聘には最善を尽くしてまいり所存であります。

また、経営面では、平成26年6月に医療介護総合確保推進法が施行され、医療と介護の連携強化や地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保が求められております。病院では、救急医療を含む急性期医療を中心に、回復期機能を持ち、在宅医療との連携強化を図り、地域完結型医療を目指しているところです。将来に向けて地域の皆様に必要とされ、信頼をされる病院であるとともに、経営健全化に向かってさらなる努力をしてまいります。

さて、駒ヶ根市議会議員の任期満了に伴う選挙が統一地方選挙に合わせて4月26日投票で施行される予定でございます。

立候補を決意をされている議員の皆様には、引き続き議場でお会いできますよう、心から御当選を御祈念申し上げます。

また、今期で勇退をされる議員の皆様には、今日まで伊南行政組合議会議員として伊南地域進展のために御尽力を賜りましたことに対しまして心より御礼を申し上げます。議会議員を退任をされましても、伊南地域進展のため、さらなる御指導を賜りますとともに、御健康でますます御活躍されますことを御期待を申し上げます。

また、飯島町議会におかれましては、議会構成の変更があると伺っております。伊南行政組合議会議員の退任をされる議員におかれましては、今日まで伊南行政組合議員として御尽力を賜りましたことに対し深甚なる敬意と感謝を申し上げます。退任をされましても、伊南地域進展のため、さらなる御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、各市町村とも3月定例議会が間近に迫っております。議員各位におかれましては、御自愛をいた

だき、御健勝で御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさついたします。

大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

**○議 長(松下 寿雄君)** これをもって平成27年第1回伊南行政組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

**○次 長(宮下 務君)** 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

午後4時07分 閉会

---

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成27年2月20日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員